

米原市総合教育会議 概 要 版

平成 27 年 5 月



目次

1	概要P1
	（1）会議の位置づけと構成員	
2	協議・調整事項P2
	（1）協議すべき事項について	
	（2）協議すべきでない事項について	
3	協議・調整の結果の尊重義務P4
4	会議の公開と議事録の作成及び公表P4
5	米原市総合教育会議の方向性P5



1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

教育の政治的中立性、持続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。（平成27年4月1日施行）

4つのポイント

- ① 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- ② 教育委員による新「教育長」へチェック体制の強化と会議の透明化
- ③ すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- ④ 教育に関する「大綱」を首長が策定

(1) 総合教育会議の位置づけと構成員

1. 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けること。 （法第1条の4第1項）
2. 構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会 （法第1条の4第2項）
3. 地方公共団体の長が招集する。 （法第1条の4第3項および第4項）
教育委員会が協議を必要と思料するときは、招集を求めることができる。
緊急の場合は、地方公共団体の長と教育長のみで会議をすることも可能であるが、教育委員会の意思決定が教育長に一任されている場合は、その範囲で、そうでない場合は一旦保留し、教育委員会で再検討し改めて地方公共団体の長と協議・調整を行う。
4. 協議・調整し合議した方針の下に、双方が所管する事務を執行する。 （法第1条の4第8項）

※法・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律



2 協議・調整事項

(1) 協議すべき事項として

- 教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
(法第1条の4第1項)

- 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議
(法第1条の4第1項第1号)

- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議
(法第1条の4第1項第2号)

※協議・調整事項の具体例は・・・P3 参照

(2) 協議すべきでない事項として

「教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議する趣旨でない。」

- 教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性の要請が高い事項

- 日常の学校運営に関する些細な事項

※平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長通知



法第 1 条の 4 第 1 号に該当すると想定される事項

- 学校施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項
- 幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局との連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、市長と教育委員会との事務連絡が必要な事項

法第 1 条の 4 第 1 項第 2 号に該当すると想定される事項

- 児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項
 - ①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
 - ②通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
- 児童、生徒の生命または身体の保護に類するような緊急事態
 - ①災害の発生により、生命または身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており、防災担当部局と連携する場合
 - ②災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
 - ③犯罪多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命または身体に被害が生じるおそれがある場合
 - ④いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条の重大事態の場合



3 協議・調整の結果の尊重義務

調整が行われ双方が合意した事項については、お互いにその結果を尊重しなければならない。
(法第1条の4第8項)

調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長がそれを判断するものである。
(法第21条および法第22条)

[会議における調整とは・・・]

教育委員会権限の事務について、予算の編成・執行や条例提案、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ること。

[会議における協議とは・・・]

調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること。

4 会議の公開と議事録の作成および公表

○個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められることを除き公開する。
(法第1条の4第6項)

○非公開の場合は、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定される場合とする。

○地方公共団体の長は、議事録を作成し公表することを努める。
(法第1条の4第7項)



米原市総合教育会議の方向性（案）

平成 27 年度協議事項

協議項目
(1) 教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議（大綱に盛り込むべき内容の検討）
(2) 教育に関する重要施策の方向性の検討（新年度予算など）
(3) 児童・生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策

会議は年間 4 回程度とし、開催時期については、都度協議して決定する。